

令和7年度

事業計画(案)

令和7年度 事業計画

- 令和7年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢に移行(2025年問題)することから、今後、介護や福祉・医療に係る経費の増大や従事者の不足が懸念されます。
- 医療技術や社会環境の目まぐるしい発展を背景に世界でも有数の長寿国となった反面、少子化の影響により急激な高齢化が進行するとともに、世帯の小規模化も進んでいます。
- 加齢により、筋力や認知機能を維持することが困難になるとともに、病気などの発症リスクの上昇が懸念されており、フレイル・介護予防の取組が重要視されています。
- 健康寿命を延ばすことは、自身の望む暮らしを実現するとともに、心身の不調・介護保険料の抑制につながるなど社会的にも大きな効果が期待されます。
- 移送サービスをはじめとする、生活支援サービス等のニーズは継続的に増加しており、サービス提供体制の拡充が喫緊の課題です。
- 移送サービス、生活応援隊、わくわく・ショッピング、日常生活自立支援事業など、近隣町、県内町村と比較し、全般的に高い実績を上げています。こうした実績に基づくノウハウを生かして更なる課題に対応していきます。
- 令和6年度事業を踏襲し、地域のつながりの再構築を推進し「孤独・孤立」を防ぎ「ともに生きる社会」並びに「地域共生社会」の実現を目指します。

重点課題及び対応事業

(1)地域を主体とする「安心して 誰もが住みよい 福祉のまちづくり」を推進します

本会のスローガンである「安心して 誰もが住みよい 福祉のまちづくり」の実現へ向けて、「孤独・孤立対策推進法」並びに「ともに生きる社会」かながわ憲章の趣旨に沿った事業を展開します。

- ・「孤独・孤立」の現状把握のための取組を関係団体と協働で進めます。
- ・小地域福祉活動推進組織等の、既存の活動を基盤とした地域のつながりの再構築。「気になる人を中心とした」新たな取組方法やモデル事業の提案を行います。
- ・「ともに生きる社会」をテーマに、関係機関・団体の主体的な参加を促し、レスパイトサービスや福祉みんなのつどいの内容を拡充します。

(2)相談支援・生活支援サービス等の拡充

断らない相談支援に向けて、相談支援・サービス提供体制の整備を図るとともに、各種情報収集や職員のスキルアップに取り組めます。

- ・移送サービスの運行体制を改めて整備し、年々増加している通院等のニーズに対応できる体制を整備します。
- ・多様化・複雑化する相談に対応できるよう、各種研修会に積極的に参加し、資格取得等を通して職員の資質向上を図り、多様化する相談内容に対応できるように取組めます。

(3)広報啓発活動の拡充

情報社会が進む中で、情報発信・収集の方法が多様化しています。世代間で使用するツールが異なる傾向があり、対象者毎の周知方法を構築するなど、広報啓発活動の拡充が求められています。

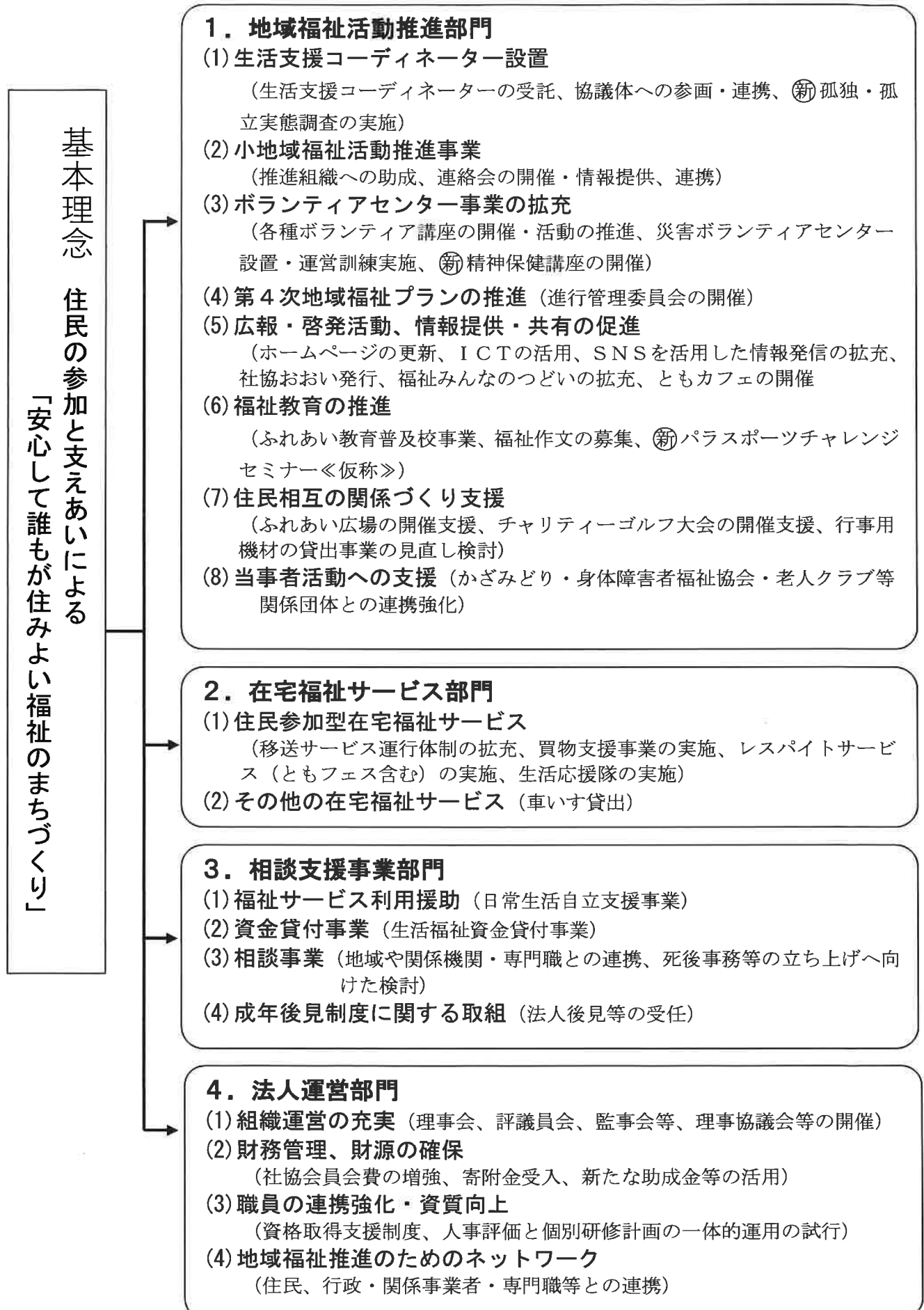
- ・様々な情報提供方法を用いて、多様な主体へ情報を届けられるように取組めます。
- ・各種情報発信ツールの研究・検証を行い、広報啓発活動の充実を図ります。

(4)組織運営基盤強化へ向けた取組

会費や寄附金などの自主財源のみならず、補助金や委託金なども積極的に取得・確保し、安定的かつ持続可能な組織運営基盤の強化を図ります。

- ・理事会・評議員会など組織内機関をはじめ、外部の関係機関との話合いの場を持ち、相互理解を促進するとともに、連携強化を図ります。
- ・財源確保・拡充を目的に、各会員会費の在り方を検討し会費総額の増額を図ります。
- ・各種サービスの利用料等を見直し、サービス利用者に応分の負担をしていただける様調整を図り、限りある財源を有効に活用します。

体系図



事業概要

1. 地域福祉活動推進部門

- 高齢者等の孤独・孤立を防ぐため、現状・実態を把握するための取組を進めます。
- 多様化・増大する生活支援ニーズに対応するため、より多くの方の理解・参加が得られるよう、既存の広報紙のみならずＩＣＴ・ＳＮＳ等を効果的に活用し情報発信力の強化に取り組めます。
- ふくしの会活動においては、居場所づくりなどの活動が実施されていますが、既存のメニューや拠点にこだわらない柔軟な発想で活動を推進していきます。

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）設置 ※町受託事業

目 的	既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域のニーズと取組のマッチング等のコーディネートを行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。
目 標	各種事業の参加者等にアセスメントを行い、新たなニーズを焦点化するとともに、必要に応じてサービス・活動を創出します。 《中長期目標》 大井町全域を対象とする生活支援のしくみづくりを構築し、共に支えあう地域福祉の実現へ近づけます。
内 容	①生活支援ニーズと生活支援サービスの担い手とのマッチング（地域との連携） ②生活支援担い手養成・フォローアップ ③生活支援サービスの研究・検討 ④協議体との連携 ⑤孤独・孤立に関する実態把握のための調査を関係団体と協働で実施

②小地域福祉活動推進事業

目 的	自治会を単位とした生活圏域での福祉活動を推進します。
目 標	既存のサロンや通いの場に捉われず、「気になる人」を中心にした、多様な主体・会場を活用する新たな居場所づくりの取組を支援します。 下記③地域デビュー講座をモデル的な取組として、希望する推進組織に講師を派遣する形式で実施します。 《中長期目標》 サロン活動をきっかけに、地域の居場所やつながりを再構築するとともに、参加者・担い手といった立場に関わらず、生活の困りごとについての会話を通じて、また、チョットした異変などに気づくことから身近な地域での支えあいに繋がります。
内 容	①小地域福祉活動推進組織助成金交付・連携・協働 ②小地域福祉活動推進組織連絡会開催 ③地域デビューのきっかけづくり講座等の開催（スマホサロン、等） ④孤独・孤立実態調査の結果報告と対策検討のための連絡会の開催

③ボランティアセンター事業の拡充

目 的	ボランティア活動の普及・啓発事業を目的に、ボランティアの日などの事業を実施します。また、各種ボランティア講座等を開催しボランティア人材養成・確保に努めます。
目 標	①グループとの協議により必要に応じたサポートを行います。 ②学校等のより主体的な活動につながるよう広報・啓発を行います。 ③移送サービス運転ボランティアなどの人材を重点的に養成します。 《中長期目標》 ボランティア活動を通じて、地域の現状・課題を知り、そうした課題を我が事として捉え主体的な活動となるように推進します。また、地域活動への参加・つながりを構築し、ボランティアネットワークを拡充します。
内 容	①ボランティアグループへの支援 社協に登録されているボランティアグループに対して、必要に応じ活動助成金の交付などを行い、活動をサポートします。 ②「ボランティアの日」の推進 ボランティア活動のきっかけづくりとして実施している『ボランティアの日』を推進し、ボランティアの裾野を広げます。 ③ボランティア養成講座等の開催によるボランティアの発掘・育成 ・傾聴ボランティア入門・災害ボランティア養成講座等の開催 ・運転ボランティアの安全運転講習会の開催 ・覇精神保健講座の開催 ④災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・kintone 等を活用した災害ボランティアセンターの運営訓練を実施

④第4次地域福祉プラン進行管理委員会の開催

目 的	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体計画である地域福祉プラン第4次計画の進行管理を、住民の参加をいただき行い計画を推進します。
目 標	計画の進捗状況を、町行政の各担当課並びに社協の内部評価をもとに、進行管理委員会にて総合的な評価を行うことで地域福祉の推進を図ります。
内 容	①第4次地域福祉プラン進行管理委員会の開催（1回開催） ②行政計画については各担当課による事業評価を行い、社協計画については、社協の事業評価を行います。2つの評価資料を基に、進行管理委員会にて総合的な評価を行います。

⑤広報・啓発活動、情報提供の充実

目 的	福祉に関する、サービス・ボランティア・地域活動等のタイムリーな情報を発信し、福祉への理解・参加を促進します。また、福祉活動功労者への表彰並びに、喫緊の福祉課題をテーマとした講演会や映画鑑賞等を通じて、福祉への理解・活動への参加を促進します。
目 標	①ホームページの定期更新等により、アクセス数を増やし情報の発信・周知方法の拡充を図ります。（SNSとの連携） ②ICTの導入により、日々の業務についてはデータベースとの関連付けを図り、管理業務をスリム化します。災害時には、ボランティアセンター運営の効率化につなげます。 ③福祉みんなのつどいは「ともに生きる社会」をテーマに、関係団体の参加を得て協働で啓発事業を開催します。

	④「社協おおい」は更に内容の充実を図ります。 ⑤福祉作文を募集し、冊子「みんなの想い」を発行します。 《中長期目標》 複数の広報媒体を駆使し若年から高齢の方までより多くの方々に情報を届け情報の共有・共感を通して協働・連携を強化し地域共生社会の実現をめざします。
内 容	① ホームページの更新 情報提供手段として、ホームページを活用するとともに、LINE 公式アカウントからのタイムリーな情報発信を実施します。 ② ICTの導入により、業務の効率化を図るとともに、社協内・外とのネットワークを拡充します。 ③福祉みんなのつどいの開催 「ともに生きる社会」をテーマに、関係団体と協働で11月30日（日）に開催します。午前中は福祉講座や障がい者の就労支援事業所等の販売会。午後の式典ではこれまでどおり、福祉功労者への表彰状並びに感謝状贈呈、福祉作文優秀賞贈呈・代表作品発表。 ④「社協おおい」を発行(年6回)し、自治会を通じて配布・関係機関やスーパー等へ配架します。 ⑤「みんなの想い」(福祉作文集)を発行、福祉みんなのつどい参加者等へ配付。

⑥福祉教育の推進

目 的	「ともに生きる力」を育むことを目的に、関係機関と連携・協働し、多様なテーマ・開催方法で学ぶ機会を設けます。
目 標	①②③の事業については、学校等との連携を図りながら進めます。 《中長期目標》 将来的に福祉に携わる人材養成につながるような事業間の連携を図ります。
内 容	①ふれあい教育普及校事業の実施 町内4校の担当教諭との連絡会を開催し、福祉をテーマとした、総合的な学習の導入へ向けた情報提供や意見交換等を通じ、相互理解を深め福祉教育を拡充します。 ②パラスポーツチャレンジセミナー（仮称）の実施 小学校高学年、中学生等を対象としたパラスポーツ体験講座を開催します。 ③福祉作文の募集 小・中学校の協力を得て福祉作文を募集し、優秀作品を集めた文集を発行します。

⑦住民相互の関係づくり支援

目 的	多様な主体との連携が求められる昨今、各種実行委員会事務局として関わるなかで、新たなネットワーク構築の好機と捉えて活動を支援します。
内 容	①行事用機材の貸出 行事用機材の貸出事業の継続について、関係者と意見交換を行い事業の継続等について検討します。 ②ふれあい広場開催支援 実行委員会事務局として会議等の開催及び準備・当日の運営を支援します。 ③チャリティーゴルフ大会の開催支援 実行委員会事務局として会議等の開催及び準備・当日の運営を支援します。

⑧当事者活動への支援

目 的	支援団体等の主体的な活動支援と、支えあいのまちづくりに向けた取組を推進します。
内 容	◆老人クラブ連合会 ◆かざみどり ◆ともしびショップ「ゆう」 ◆身体障害者福祉協会

2. 在宅福祉サービス部門

「移送サービス」「生活応援隊」「わくわく・ショッピング」等の安定的なサービス提供へ向けて、体制を整備します。また、個別の支援を通じて地域づくりへつなげるために、住民の理解と参加・協力が得られるよう努めます。

①買物支援事業（一部委託事業含む）

目 的	買物が困難な方々を対象に、関係機関や住民の協力を得て「移動販売」と「わくわく・ショッピング」を実施し、買物の課題を解決します。
目 標	買物支援事業として選択肢を増やし、既存の宅配などと併用していただきながら多様化する困りごとに対応し、生活の質（QOL）の向上に貢献します。 《中長期目標》 地域公共交通会議などとの連携を図り、大井町の交通インフラの動向を確認し、必要に応じた事業を実施します。
内 容	①松田町の移動販売車の空き時間を活用し、水曜日の午後大井町内の拠点で食料品等の販売を行います。 ②「わくわく・ショッピング」を登録制で実施します。ボランティアの運転・介助により町内のスーパーマーケットへ快適で安全な運行を実施します。

②移送サービス事業（福祉有償運送）

目 的	歩行困難な要介護・要支援高齢者、障がい者等の移動手段として、運転スタッフの協力を得て通院等の支援を実施します。
目 標	増加する高齢者等のニーズを把握するとともに、対応できる体制の整備に努めます。 《中長期目標》 会費や共同募金配分金だけに頼らない財源の確保について検討します。
内 容	①福祉有償運送として国土交通省への登録により、上記の方を対象に通院や入退院などの送迎を主に運転スタッフの運転で実施します。 ②既存のボランティア体制に加え、業務委託契約によるドライバーを確保し、増加するニーズに対応できるよう体制整備を図ります。

③レスパイトサービス

目 的	知的障がい児者の社会参加・地域交流等を目的に、既存サポートボランティアをはじめ学生ボランティア等の参加を促し障がい者への理解促進を図ります。
目 標	「ともに生きる社会」かながわ憲章の主旨に賛同し、本事業を通じて障がい者への理解を促進し支援の輪を広げます。

内 容	①長期休みの間に、ボランティアの協力を得て実施します。 ②夏季に「ともに生きる社会」かながわ憲章コラボイベントを開催します。
-----	---

④生活応援隊

目 的	ひとり暮らしの高齢者や外出が困難な方々を対象に、困りごとの解決手段として地域と一体になり支援活動を推進します。
目 標	①協力員の集まる機会を設け、事業の実施状況や地域の課題等を共有し連帯感を高め体制の強化を図ります。 《中長期目標》 協力員の組織化を促し、より主体的な取組として広げます。
内 容	①日常生活の困り事の解決を目的に、安価な有償サービスとして協力員による生活支援活動を実施します。 ②ゴミ出しや移送サービスの付き添いなど新たな支援内容の依頼に対し、町内全域を対象に、スムーズに支援ができるように体制整備を図ります。

⑤福祉機器貸出事業

目 的	在宅での療養生活の利便を図るため、虚弱な高齢者等（原則として介護保険対象外の方）に車いすを貸出します。
目 標	介護用品レンタル事業との整合性を図り、本事業の対象者や活用方法を見直します。
内 容	介助用・自走式車いすを3か月以内で貸出します。（更新可）

3. 相談支援事業部門

相談内容や対象を限定しない包括的な相談・支援に対応するとともに、断らない相談・支援、サービス提供体制の構築へ向けて既存の機能を拡充します。

認知症高齢者、各種の障がい者が増加しており、日常生活自立支援事業・法人後見事業への依頼増加が見込まれます。対応できる体制の整備へ向けて取り組みます。

①日常生活自立支援事業（神奈川県社会福祉協議会受託事業）

目 的	認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者等を対象に、福祉サービスの利用に伴う契約等の手続や利用に伴う支払いなどの支援を行います。
目 標	利用者の自己実現をサポートするために、体制整備を図るとともに、職員のスキルアップを図ります。
内 容	①サービス利用等に関わる困り事の状況を把握したうえで、アセスメント及びガイドライン・局内カンファレンスを実施します。 ②契約締結により支援の実施 ③支援内容は利用者との相談により支援計画を作成し、金融機関での払戻や支払いなど、計画に則って実施します。

②生活福祉資金貸付事業（神奈川県社会福祉協議会受託事業）

目 的	低所得世帯や高齢者・障がい者世帯などを対象に、一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を図ります。
目 標	資金の貸付と返済や完済までの流れの中で、貸付利用世帯がこれからの生活に希望が持てるよう地域民生委員や関係機関と協働し、問題や課題解決に向けた

	支援を行います。
内 容	①生活福祉資金の貸付相談を通じた自立援助・相談・支援（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金） ②県社協の食品支援活動を活用し緊急時の食糧支援を実施 ③新型コロナ特例貸付フォローアップ支援事業の実施

③相談事業

目 的	これまでの相談の概念に捉われない、「断らない相談」へ向けて課題の整理・方針の検討を進めます。
目 標	複雑化・複合化する相談等にも対応できるよう、総合相談の実現へ向けて社協内・関係機関との話し合いの場を持ちます。
内 容	①地域住民・活動、関係機関や専門職など、様々なネットワークを通じ、問題の把握から解決へ向けた取組を推進するため、考え方の整理並びに普及・啓発を実施します。

④成年後見制度に関する取組

目 的	認知症や知的・精神に障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、権利擁護の充実が求められており、本会が成年後見人等となりその方の判断能力を補い、権利を擁護し、安心して生活できるように支援します。
目 標	判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある人へ、社協ならではのネットワークを生かし、法人後見事業や日常生活自立支援事業を通じて、身上保護や財産管理など権利擁護を推進します。
内 容	①認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分ではなく、契約や財産の管理等をすることが難しい方に対して、権利を擁護し、安心して生活できるように法人後見事業を実施します。 ②法人後見審査会を設置・開催し受任を進めます。 ③死後事務について検討を進めます。

4. 法人運営部門

職員の専門性を高め業務の質の向上を図るとともに、活動財源の拡充など組織体制の強化を図ります。

①組織運営の充実

目 的	社会福祉法人制度改革を踏まえ、理事会・評議員会機能の強化を図ります。特に理事会においては、協議体、運動体機能をより発揮するための運営の充実を図ります。
目 標	組織運営上の問題や課題解決、今後の取組について、理事会や関係機関等との協議を継続的に進めます。具体的な協議や取組について、正副会長会議を中心として進め、状況に応じた段階的な課題解決を進めます。

内 容	①理事会の開催（理事協議会等の開催含む） ②正副会長会議の開催（随時開催） ③評議員会の開催 ④監事会の開催 財産の状況・事業執行状況の監査 ⑤研修会への参加
-----	---

②財務管理、財源の確保

目 的	法人運営における活動財源確保は喫緊の課題であり、これまでの方法にとどまらない自主財源確保の方法など、理事会等での協議を踏まえ計画的な取組を行います。
目 標	法人運営財源の現状について、改めて理事会など組織内機関で確認し、今後の地域福祉の中核を担う社協の組織運営体制についての共通の理解を進めます。
内 容	①社協会員会費の更なる理解を図るため、自治会組長会議等へ積極的に参加するとともに、在宅福祉サービス利用者へのDM等での個別案内を実施します。 ②賛助・団体会員の加入を促進します。 ③広報紙面を活用した有料企業広告を掲載します。 ④共同募金型自販機設置等による自主財源の拡充に努めます。 ⑤共同募金配分金の計画的活用を行います。 ⑥寄附金を積極的に受け入れます。 ⑦善意の募金箱設置個所を増進します。 ⑧町補助金や県社協受託金を確保します。 ⑨新規補助事業獲得へ向けた検討・提案を行います。

③職員の連携強化・資質向上

目 的	各部門の連携強化と個々の職員の専門性向上により、総合的な生活支援の体制をつくります。
目 標	福祉に限定した資格取得や研修の受講とせず、ICTなどの利活用を含めた、幅の広い資質向上へ向けて取り組みます。
内 容	①フライデーミーティング等の開催による組織内連携強化を図ります。 ②オンライン(Zoom)研修会の開催等を促進しICTスキルの向上を図ります。 ③資格取得支援制度の活用を促進します。 ④職場環境改善へ向けた取組を進めます。 ⑤新たな助成金等の活用を推進します。

④地域福祉推進のためのネットワーク

目 的	各種団体との連携強化を図るとともに、新たなネットワークづくりへ向けた取組を積極的に推進します。
目 標	関係機関の会議等に積極的に参加し、連携・協働に向けたネットワークの強化に努めます。本会の協議体機能を生かして、関係団体との座談会などを積極的に開催し、相互理解と関係強化を促進します。
内 容	①町が設置する「生活支援体制整備推進協議体」との連携を図ります。 ②町議会、民生委員児童委員協議会等と懇談会を開催し、理解促進と連携強化を図ります。 ③生涯学習関連事業等との連携強化を図ります。 ④共同募金会大井町支会を運営します。